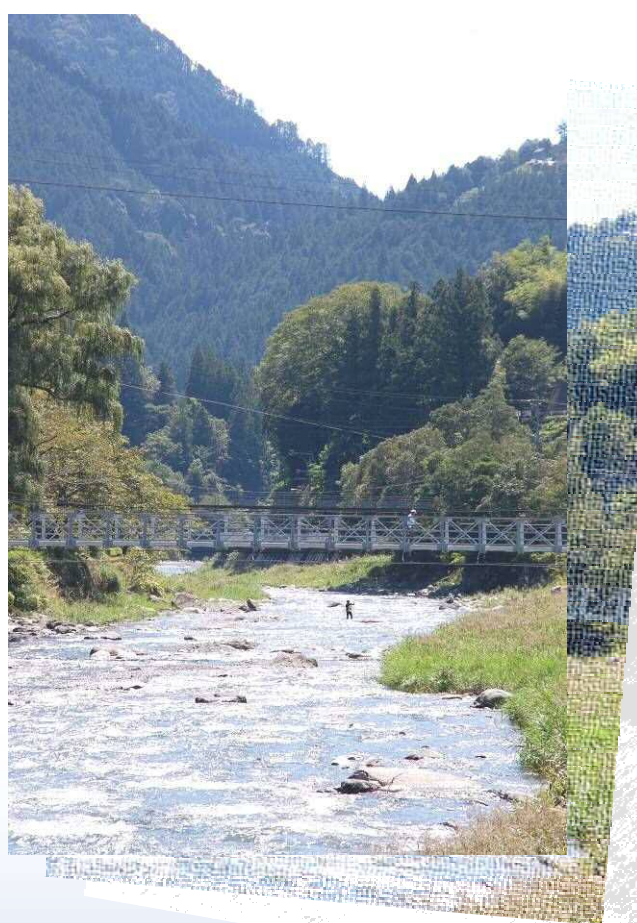

浜松市中山間地域振興計画

みんなでやらまいか宣言！



平成27年4月

浜松市

この計画は、浜松市総合計画を上位計画として、みんなで取り組む中山間地域振興の考え方の下、市の施策や市民活動の指針となる理念型の計画です。

まえがき

浜松市の中山間地域では、これまでも国の過疎対策や農業施策など、様々な支援により都市部との格差是正が図られてきました。ハード整備を中心とした過疎対策や、ソフト事業への支援による中山間地域のまちづくりの推進、農業や林業の振興、教育環境や地域福祉の向上など、市民生活を中心に考え多方面から取り組んできました。



しかし、依然進む過疎化、少子化、高齢化は、地域社会の基盤を脆弱化させ、生活扶助機能の低下や維持困難な集落の増加、身近な交通手段の不足、情報基盤整備の遅れといった住み続けるための条件を悪化させ、その度合いは次第に深刻さを増しつつあります。

浜松市は、自立した政令指定都市として、国の施策頼みだけではなく、市民生活に密着した中山間地域施策を実行していかなければなりません。そこで、地域の主体的取り組みを引き出し、協働による地域再生を推進すべく、平成22年度から26年度までを計画期間として「浜松市中山間地域振興計画（山里いきいきプラン）」を策定し、多くの施策を展開してきました。

この計画を継承し、さらに高めていくため、平成27年度からは、第2次「浜松市中山間地域振興計画（みんなでやらまいか宣言!）」を策定し、時代に即した施策を実施していきます。

これからの中山間地域には、多くの夢があり、大きな可能性があります。交流の促進により移住者が増え、新しい雇用の場も創出されていくでしょう。今、問題と考えられる全てのコトは、新しいソーシャルビジネスを生み出す可能性を秘めています。

豊富な水と綺麗な空気の中、深い森林に囲まれて、ゆったりとした時間を過ごし、距離や時間を気にせず自由に仕事をしながら、時には土をいじって自ら育てた自然の恵みを食して暮らす。こうした田舎暮らしが人々の憧れとなり、中山間地域が憧れの生活の場所になる。この計画の先には、こんな中山間地域の未来があります。

国土縮図型と言われる政令指定都市として、過疎があるという現実を潜在化させることなく、行政と全ての市民が現状の問題点を正しく認識し、ひとつの浜松として、共生共助の精神により地域力の向上に努めていくことは、私たちの責務とも言えます。計画策定を通じて、中山間地域の抱える課題を中山間地域、都市部双方の市民が共有するとともに、全国に先駆けモデル都市として、持続的な成長発展につながる効果的な施策の方向性を提案します。

目 次

I はじめに	2
II 中山間地域の課題	4
III 計画（みんなでやらまいか宣言！）	6
1 計画策定にあたって	
2 基本理念	
3 目標	
4 計画の期間	
5 重点方針と主要施策	
重点方針1 人の流れをつくる	
重点方針2 地域を元気にする	
重点方針3 産業の力で地域を潤す	
重点方針4 地域をプロモーションする	
重点方針5 暮らしを守る	
IV 重点方針・主要施策体系図	14
V 参考 数字で見る中山間地域の課題	16

コラム

1 集落の暮らし	13
2 中山間地域の中にある、指定地域について	19
3 国の施策	20
4 地方創生に向けた各省の集落等将来ビジョン	20

I はじめに

中山間地域って何？

中山間地域とは「平地の周辺部から山間地までの、まとまった平坦な耕地の少ない地域」をいいます。

一般的に、地形は、平野から山に向かって、平地→中間地→山間地と変化していきます。この中間地と山間地を合わせて中山間地域と呼んでいます。

浜松市の中山間地域

浜松市の中山間地域は、天竜区と北区引佐町の北部（旧鎮玉村(しずたまむら)及び旧伊平村(いだいらむら)）と定めます。

過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）で指定された春野・佐久間・水窪・龍山の旧4町村を含む天竜区は、人口流出、少子化、高齢化が著しく、市の中心部から遠距離にあり、都市部に比べて生活条件に格差がある地域であることから、区を一体として対象地域としました。また、北区引佐町の北部（旧鎮玉村及び旧伊平村）は、人口流出、少子化、高齢化が天竜区と同様の状況にあり、山村振興法に基づく地域に指定されていることから対象地域としました。

【浜松市中山間地域振興計画対象地域】

- 天竜区の全域
- 北区引佐町北部(旧鎮玉村・旧伊平村地域)
(大字)
伊平・川名・渋川・四方浄・田沢・兎荷
西久留女木・西黒田・東久留女木・東黒田
別所・的場



	面積	森林面積	人口	高齢者人口	高齢化率	人口密度
浜松市全域	1,558.04km ²	1,029.20km ²	810,847人	198,829人	24.52%	520人/km ²
中山間地域	1,022.81km ²	949.99km ²	35,817人	14,022人	39.15%	35人/km ²
(市全域に占める割合)	65.65%	92.30%	4.42%	7.05%	-	-

※面積：浜松市統計書(平成25年版)による。

※森林面積：浜松市森林・林業ビジョンによる。(ただし、引佐分は旧引佐町全域)

※人口：平成26年4月1日現在の住民基本台帳による。

中山間地域の魅力と役割

木

浜松市の中山間地域は、面積の約9割が森林です。森林から産出される木材は、住宅等の建築材料になるほか、近年ではクリーンエネルギーである、木質バイオマス燃料等としても注目されています。豊かな森林は山が持つ水源の涵養（かんよう）機能にも貢献し、山に深く根を張った木々は土砂災害などを防いでくれます。

水

浜松市の中山間地域は、浜松全域に必要な水を供給しています。飲料水、工業用水、農業用水など、市民の生活や産業に欠かすことのできない水は、この地域から供給されているのです。また、豊富な水資源を生かした水力発電により、電力も供給しています。

土

浜松市の中山間地域は、豊富な養分を蓄えた土があります。山の土に含まれる栄養素は、川を通じて浜名湖や遠州灘に流れ込み、魚をはじめとする水生生物を育て豊かな海をつくります。平地に広がる肥沃な土地も、海に広がる砂浜も、かつては山の土だったのです。現在進めている防潮堤整備にも、中山間地域の土が役立っています。

空

浜松市の中山間地域は、二酸化炭素を吸収し酸素を供給し続けています。また、心の豊かさが薄れがちな現代社会において、恵まれた自然環境など癒しの場を提供し、都市住民のふるさと回帰の求めに応えるなど、都市にはない、ゆったりとした空気感を提供しています。

人

浜松市の中山間地域は、人の生活の原点があります。人の手が入った里山にあっても、日々の生活は常に自然と共にあります。豊かな自然の恵みを楽しむ生活の中では、深く温かい人間関係が生まれ、田楽や神楽など農村生活から生まれた、様々な伝統文化が継承されています。



II 中山間地域の課題

中山間地域には、大きな課題があります。この課題は複雑に絡み合っ負の連鎖を生み出し、地域の振興を妨げています。以下に挙げる言葉は、マイナスイメージが強いいため、使うことを避けがちな言葉ですが、ここでは敢えてこれらの言葉を使用することで、課題を明確に表していきます。

なお、この章に使われている各種数値の詳細は、16 ページ以降の「数字で見る中山間地域の課題」に掲載しています。

条件不利地域

本市の総面積の 65.65%にあたる 1,022.81 km²が中山間地域です。その中山間地域は、森林面積が約 9 割を占めており、人が住むことができる場所（可住地）は非常に限られています。

可住地面積 [総面積－(林野面積＋池沼面積)をいいます]を見ると、中山間地域のうち、春野、佐久間、水窪、龍山の地域では 10%を下回っています。

人口密度は、市全域の 520 人/km²に対して中山間地域は 35 人/km²となっています。

過疎化

昭和 22 年から平成 22 年の 5 年ごと（昭和 22 年～25 年は 3 年間）の人口推移を見ると、引佐地域を除いた全ての中山間地域で、昭和 35 年以降、人口が減り続けています。

5 年ごとの人口増減率の平均を見ると、中山間地域全体は 6.77%の減少であり、特に佐久間、水窪、龍山の地域では、10%を超える高い減少率となっています。また、昭和 35 年から平成 22 年までの人口の増減率を見ると、中山間地域全体では 50.66%の減少であり、佐久間、水窪、龍山の地域では 70%を超えています。特に、龍山地域では、この間、人口が約 6 分の 1 以下に減少しています。なお、昭和 30 年の佐久間地域と龍山地域の人口の増加は、佐久間ダム、秋葉ダム建設に伴う工事関係者の流入と、最盛期にあった鉱山労働者の流入によるものと考えられます。

「浜松市の将来推計人口」によると、今後は市全体で人口の減少が続いていくと推計されています。特に天竜区は、5 年ごとの人口増減率で 10%を超える高い減少率となっており、30 年後には、人口が半分以下になると推計されています。

少子化

平成 26 年の少子化の状況を見ると、市全体では 14 歳以下の人口比率が 13.84%で、市町

村合併翌年の平成 18 年から 0.56 ポイント減少しました。中山間地域の 14 歳以下の人口比率は 8.10%で、平成 18 年から 1.99 ポイント減少しました。特に、佐久間、水窪、龍山の地域では 6%を下回っており、少子化が深刻な状況にあることが分かります。

高齢化

平成 26 年の高齢化の状況を見ると、市全体では、65 歳以上の人口比率(高齢化率)が 24.52%で、合併翌年度の平成 18 年から 4.11 ポイント増加しました。中山間地域の高齢化率は 39.15%で、平成 18 年から 4.87 ポイント増加しました。特に、佐久間、水窪、龍山の地域では 50%を上回っており、高齢化が深刻な状況にあります。

中山間地域全体では、高齢者のみの世帯が 35.78%で、特に佐久間、水窪、龍山の地域では 50%を上回っています。また、高齢者の一人暮らし世帯率も 19.02%と市全体の 11.71%を大きく上回っています。

中山間地域には 337 の集落があり、集落の平均世帯数は 41.9 戸となっています。高齢化率が 50%を超えている集落は 128 あり、うち 40 の集落では高齢化率が 70%を超えています。今後も、地域の集落は高齢化が一層進むことが予想されます。

※ 一般的に集落とは、自然発生的に住家が集まり形成された耕地、林野、漁場、公共的施設などを含めた地域をいいます。浜松市の中山間地域の多くの地域では、集落ごとに自治会や自治会内の班・組などを形成し、地域活動を行っています。現在、最も大きな集落は 300 世帯程度ですが、10 世帯以下の集落が全体の 3 分の 1 を占め、1、2 世帯になってしまった集落も存在するなど、多くの集落で世帯数が減少しています。

まとめ

浜松市の中山間地域の課題をまとめると、概ね次のように整理されます。

- 平地が少なく集落が点在 → 商店、道路など生活環境の維持が難しい。
- 過疎化による人口減少 → 集落の維持そのものが困難になる。
- 少子化 → 将来にわたり地域を維持することに不安がある。
- 高齢化 → 地域の生活機能の維持が困難になる。



現状の問題や将来への不安から、地域に住む誇りが失われつつあり、地域の賑わい、活力が低下している。

Ⅲ 計画（みんなでやらまいか宣言！）

1 計画策定にあたって

この計画は、浜松市総合計画を上位計画として、今後の浜松市における中山間地域振興の指針を示したものです。この計画は次の4つの考え方を基に策定しました。

(1) 住民ニーズに基づいて考える

各地域で開催した「中山間地域集落座談会」、「中山間地域若者座談会」、「中山間地域市民ワークショップ」、「中山間地域市民アンケート」、「都市部市民アンケート」等の調査によって、明らかとなった課題を踏まえ、市民が望んでいる施策のうち、地域と市が一体となって展開できる、ソフト事業を中心としたものを重点的に進めていきます。

(2) 市内間交流を推進する

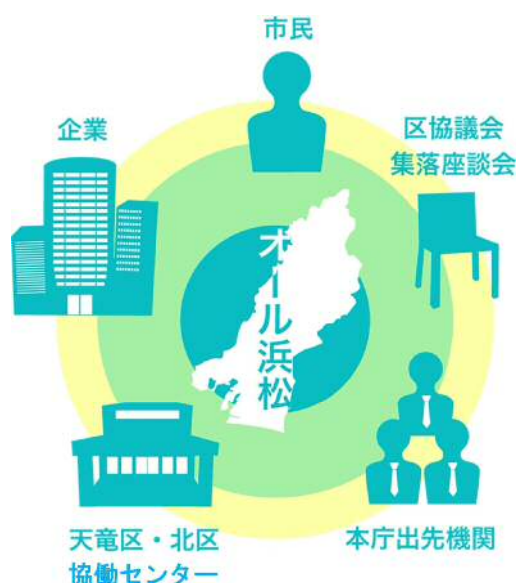
中山間地域の振興を考える上では、広域的な視点に立って、中山間地域の果たすべき役割や課題を整理し、市全体の課題として捉えていくことが重要です。本市は、広大な市域の中に様々な特性を持つ地域を有しています。ひとつの浜松として、特に市内の中山間地域と都市部との交流（市内間交流）を促進し、市民同士の連携でつくる豊かな地域社会を目指します。

(3) 地域が力を発揮できるよう支援する

中山間地域は広大で、地域によって様々な実情があります。事業推進にあたっては、それぞれの地域の主体性を尊重することで成果をあげることが多いため、市はそれに対して必要な協力、支援をしていきます。

(4) オール浜松体制で取り組む

中山間地域の課題解決には、様々な要素が複雑に絡み合っていることから、この計画は、市の各部署の横断的な調整を図りながら、全庁体制で進めていきます。また、中山間地域の市民の意見を施策に反映させるとともに、全ての市民、企業、団体などとの協働により、ひとつの浜松の発展のため、オール浜松体制で中山間地域振興に取り組みます。



2 基本理念

この計画では、基本理念を次のとおりとします。

ひとつの浜松で築く中山間地域の未来

3 目標

この計画では、目標を次のとおりとします。

- (1) **中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域を目指します。**

中山間地域の市民が、「この地域に生まれ、育ち、住んでよかった。」「これからも地域を守り育てよう。」という思いを持ち、互いに助け合い、日々の生産活動を行い、地域力を維持・向上していく取り組みを推進します。

- (2) **全ての市民が「中山間地域は浜松の宝である。」と思う魅力的な地域を目指します。**

全ての市民が、中山間地域の魅力や果たしている役割、過疎化・高齢化により集落維持が、危惧されている現状についての認識を深めるとともに、「共生共助でつくる豊かな地域社会」のもと、「ひとつの浜松による一体感のあるまちづくり」を目指し、中山間地域と都市部の市民の相互理解と、交流・居住の拡大による地域の自立活性化を推進します。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

5 重点方針と主要施策

基本理念・目標のもとに、中山間地域、都市部双方の市民のための計画とし、5つの重点方針を柱として、さらに19の主要施策を定めました。この方針の下、施策の実施により、基本目標を実現することを目指して、中山間地域・都市部双方の市民、企業、各種団体、行政がそれぞれの役割を果たして、中山間地域の振興に取り組みます。

重点方針 1 人の流れをつくる

～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～

中山間地域は、都市部の市民にも大きな恵みを与えてくれる地域です。豊かな自然環境や生物の多様性を保持し、地域の祭りなどの行事や伝統文化が継承されています。また、市民の憩いの場として綺麗な水と空気を備え、深く温かい人間関係が形成されています。

中山間地域と都市部市民の交流は、双方に大きなメリットを与えてくれます。都市部市民には、このような自然の恵みや温かな人間関係による癒しを与えてくれます。また、普段こうした恵みの素晴らしさに気づかない中山間地域市民に対しては、地域の誇りを再発見するきっかけとなります。

交流の促進によって、中山間地域と都市部の市民同士の協働による課題解決の動きを生み、同時に中山間地域市民の主体的な取り組みを活性化していきます。

「人の流れをつくる～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～」の方針の下、次の施策を進めます。

主要施策

①市内間交流の促進

交流情報の整理やマッチング体制の強化等により、中山間地域と都市部のあらゆる年代、あらゆる個人・企業・団体などが交流する機会を広げることで、市民同士の主体的交流が、協働へ発展する流れをつくります。

②中山間地域交流プロモーション

中山間地域に豊富に存在する地域資源や人的資源を交流に結びつけるよう、様々な情報技術やメディアを使い、都市部市民や企業などの協力を得て、広く市民に伝えていきます。



重点方針 2

地域を元気にする

～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～

中山間地域では、地域の祭りなどの行事や道路の草刈り活動に見られるように、集落などの単位で助け合いながら地域活動に取り組んできました。しかし、過疎化・高齢化により地域活動の担い手が減り、集落に活気がなくなったり、単一の集落だけでは地域活動を続けていくことが難しくなったりしています。

そこで、集落機能を低下させない、あるいは補完するための対策が必要です。そのためには、家族による支援を基本としつつも、現在の互いに助け合う近隣関係を保ちながら、他の地域や都市部との交流や若者の定住促進などを進め、地域の担い手となる人材を受け入れていくなど、地域を運営していくための、新しい仕組みをつくっていくことが必要です。

「地域を元気にする～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～」の方針の下、次の施策を進めます。

主要施策

③小規模、高齢化集落の維持

集落同士の連携や、都市部との連携、NPOや企業等との連携、外部人材の活用などにより、集落機能の維持・活性化を進めます。

④移住・定住の促進

交流から移住・定住に発展するよう、きめ細かな情報提供や、地域の受け入れ体制の整備を進めます。

⑤遊休施設の活用

廃止となった施設などを活用した地域主体の取り組みを支援し、遊休施設を地域活性化のため積極的に活用します。



重点方針 3

産業の力で地域を潤す

～地域資源の活用により産業を活性化します～

地場産業である農業においては基幹作物である茶葉の価格低迷、林業においては木材の価格低迷により、地場産業のおかれている状況は大変厳しいものがあります。地域の小売商店は、中山間地域の人口減少や、隣接する市・区への大型商業施設の立地などによる売上げの減少、担い手の不足などから廃業するなど、商業も苦しい状況にあります。また、地域の貴重な雇用先であった工場が閉鎖となるなど、地域で安定した収入を得ることが難しくなっています。

こうした状況の中で、中山間地域の地場産業を活性化させるためには、農林水産物、商品やサービスといった地域資源の強みを見極め、産業の高付加価値化を図っていくことが必要です。農業では、付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品種生産の検討、林業では、森林施業の効率化等による低コスト化、F S C[®]認証制度（森林認証制度）による高付加価値化など、「育てる林業」から「売る林業」への転換を図っています。

また、地域課題を持続可能なビジネスの手法により解決しようとするコミュニティビジネスの創出を支援し、地域の生活環境の改善と雇用の場の確保を同時に目指す施策も必要です。

ほかにも、中核商店街を活性化させ、地域住民はもちろん、来訪者にとっても魅力的な商店街とし、にぎわいを取り戻すことが望まれます。

「産業の力で地域を潤す～地域資源の活用により産業を活性化します～」の方針の下、次の施策を進めます。

主要施策

⑥農産物の特産品化、6次産業化の推進

茶業をはじめとする、農業を魅力あるものにするため、創意工夫による特産品化、商品化を促進し、若者や移住者が職業として選択できるようにします。

⑦林業の再生

F S C[®]森林認証を活用した天竜材の高付加価値化により、市場での優位性を確保し、売る林業への進化を図ります。

⑧コミュニティビジネスの創出

地域が主体となって地域課題を解決する仕組みとして、コミュニティビジネス起業の機会を広げます。

⑨有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣を防除して農林業被害を防止するとともに、獣肉を活用する仕組みづくりを進めます。

⑩地産地消の推進

中山間地域で生産したものが、直売所、朝市、市内店舗などで販売され、市内の消費者に届くような取り組みを広げます。また、学校給食においては、子どもたちの食育に役立てる取り組みを進めます。

⑪中核商店街の活性化

地域を支えてきた商店街の新たな魅力を発信し、地域の顧客だけでなく都市部のファンを増やしていきます。

重点方針 4 地域をプロモーションする

～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～

中山間地域には緑豊かな山並みや清流などの自然資源、史跡、山里や棚田の風景などの文化資源、林業、農業を中心とした経済資源、川釣り、ボート、カヌーやキャンプなどのアウトドアスポーツといった観光資源があります。また、懐山のおくない、勝坂神楽、川合花の舞、西浦田楽、寺尾のぶか凧、川名のひよんどり、そのほか農村歌舞伎や貴重な民俗芸能、祭りや四季折々のイベントなど、魅力も豊富です。

しかしながら、これらの地域資源は、誘客への結びつきが弱いのが実状です。そこで、魅力的な資源を有効に活用するためのテーマ（自然、歴史、文化、健康、祭りなど）を有機的に結びつけ、この地域にしかない魅力を、市内都市部をはじめ全国に売り込み、活性化に結びつけるよう、戦略的プロモーションに取り組みます。

「地域をプロモーションする～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～」の方針の下、次の施策を進めます。

主要施策

⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり

中山間地域に多くある史跡、有形・無形の文化財、伝統文化・芸能、祭りなどの歴史的・文化的資産を効果的にPRすることで、古（いにしえ）の文化を体感できる地域づくりを進め、都市部市民との交流が生まれる環境をつくります。

⑬地域資源を強みにした誘客の促進

豊かな自然環境や農林業体験など、中山間地域ならではの地域資源を強みとして積極的に発信するとともに、農家民宿や民泊などに取り組む体制をつくることで、中山間地域ならではの観光・交流体験を提供し、地域の賑わいをつくります。



重点方針 5

暮らしを守る

～暮らし続けられる生活環境を確保します～

中山間地域の生活を守るために、引き続き生活基盤を整備していくことが必要です。

この地域では、新東名高速道路が東名高速道路と三ヶ日ジャンクションで接続されたほか、高規格幹線道路である三遠南信自動車道も、浜松いなさジャンクションから鳳来峡インターチェンジまで開通し、全線開通が待たれるなど、地域の活性化に大きな期待が寄せられています。一方では、一般国道、生活道路についても早期の改良が望まれています。

中山間地域は、人口が少なく、山間部の谷あいには集落が点在しているため、路線バスなどの公共交通の運行が難しい地域があります。それに加えて、高齢化で自家用車を運転できない交通弱者が増えており、こうした人たちが、買い物や通院などに困ることがない仕組みが望まれます。

また、市営水道が普及していないために、飲料水の確保に苦勞している地区、小売店の廃業により日用品の調達が容易でない地区、携帯電話が使用できない地区などがあるため、このような日常生活上の不便さを改善することが必要です。

さらに、高齢者や子育て世代が地域で安心して暮らすための保健、医療、福祉を確保していくことも重要です。

「暮らしを守る～暮らし続けられる生活環境を確保します～」の方針の下、次の施策を進めます。

主要施策

⑭地域の交通手段の確保

通学バス、通院バスなど目的に応じた輸送サービスを提供するとともに、主要幹線である路線バスや支線となる地域バス等、地域の日常生活における交通手段を維持・確保します。

⑮社会基盤格差の是正

道路ネットワークの整備を行うとともに、情報通信技術を活用することで、地理的に不利な条件を補い、安心して生活できる環境づくりを進めます。

⑯飲料水の安定的な供給

上水道・簡易水道のほか、飲料水供給施設などを衛生的に維持管理し、どの家庭でも、安定して安全な飲料水が確保できるようにします。

⑰保健、医療、福祉の確保

必要な人材を確保・育成して、子育て、医療、介護など、必要なサービスを地域で受けられるようにします。

⑱日常の消費生活の確保

郵便、宅配、お金の引き出しの心配がなく、食料品など日常生活に必要なものが地域で購入できるようにします。

⑲防災対策の強化

中山間地域の特性を踏まえ、災害情報伝達手段や避難体制を拡充するとともに、土砂災害や橋りょう等の老朽化への対応を強化し、日頃から災害に備えます。

【コラム1】 集落の暮らし



新聞が自宅に届かない地区があり、「共同新聞受け」が設置されています。

各世帯では、毎朝ここまで取りに来ますが、遠方では車で10分ほどかかる世帯もあります。

この場所で会話が弾むこともあります。



店が遠く、車のない世帯では、宅配・移動販売の利用や、都市部に住んでいる親族に必要な物を買ってきてもらっています。

娯楽の少ない地域にあって、移動販売で品定めするのは、ちょっとした楽しみでもあります。

集落へ続く生活道路や山林を通る道路は、地域コミュニティが一体となって協力して、掃除や補修などの管理をしています。このような道普請（みちぶしん）は、年2回ほど行われます。

このほか、支給された材料（コンクリートなど）を使って、地域住民自ら舗装整備を行うこともあります。



斜面が急すぎるなどの理由で自宅までの道路がない家庭があり、自宅から最寄りの道路までの間を「乗用モノレール」で乗り継ぎ、食料品や日用品、プロパンガスや灯油などを運んでいます。

長いものでは、道路から自宅までレールの全長が120mのものもあります。



IV 重点方針・主要施策体系図

基本理念：ひとつの浜松で

目標

- (1) 中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域を目指します。
- (2) 全ての市民が「中山間地域は浜松の宝である。」と思う魅力的な地域を目指します。

重点方針

1. 人の流れをつくる

～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～

2. 地域を元気にする

～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～

3. 産業の力で地域を潤す

～地域資源の活用により産業を活性化します～

4. 地域をプロモーションする

～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～

5. 暮らしを守る

～暮らし続けられる生活環境を確保します～

築く中山間地域の未来

主要施策

- ①市内間交流の促進
- ②中山間地域交流プロモーション
- ③小規模、高齢化集落の維持
- ④移住・定住の促進
- ⑤遊休施設の活用
- ⑥農産物の特産品化、6次産業化の推進
- ⑦林業の再生
- ⑧コミュニティビジネスの創出
- ⑨有害鳥獣対策の強化
- ⑩地産地消の推進
- ⑪中核商店街の活性化
- ⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり
- ⑬地域資源を強みにした誘客の促進
- ⑭地域の交通手段の確保
- ⑮社会基盤格差の是正
- ⑯飲料水の安定的な供給
- ⑰保健、医療、福祉の確保
- ⑱日常の消費生活の確保
- ⑲防災対策の強化

概要

交流情報の整理やマッチング体制の強化等により、中山間地域と都市部のあらゆる年代、あらゆる個人・企業・団体などが交流する機会を広げることで、市民同士の主体的交流が、協働へ発展する流れをつくります。

中山間地域に豊富に存在する地域資源や人的資源を交流に結びつけるよう、様々な情報技術やメディアを使い、都市部市民や企業などの協力を得て、広く市民に伝えていきます。

集落同士の連携や、都市部との連携、NPOや企業等との連携、外部人材の活用などにより、集落機能の維持・活性化を進めます。

交流から移住・定住に発展するよう、きめ細かな情報提供や、地域の受け入れ体制の整備を進めます。

廃止となった施設などを活用した地域主体の取り組みを支援し、遊休施設を地域活性化のため積極的に活用します。

茶業をはじめとする、農業を魅力あるものにするため、創意工夫による特産品化、商品化を促進し、若者や移住者が職業として選択できるようにします。

FSC®森林認証を活用した天竜材の高付加価値化により、市場での優位性を確保し、売る林業への進化を図ります。

地域が主体となって地域課題を解決する仕組みとして、コミュニティビジネス起業の機会を広げます。

有害鳥獣を防除して農林業被害を防止するとともに、獣肉を活用する仕組みづくりを進めます。

中山間地域で生産したものが、直売所、朝市、市内店舗などで販売され、市内の消費者に届くような取り組みを広げます。また、学校給食においては、子どもたちの食育に役立てる取り組みを進めます。

地域を支えてきた商店街の新たな魅力を発信し、地域の顧客だけでなく都市部のファンを増やしていきます。

中山間地域に多くある史跡、有形・無形の文化財、伝統文化・芸能、祭りなどの歴史的・文化的資産を効果的にPRすることで、古(いにしえ)の文化を体感できる地域づくりを進め、都市部市民との交流が生まれる環境をつくります。

豊かな自然環境や農林業体験など、中山間地域ならではの地域資源を強みとして積極的に発信するとともに、農家民宿や民泊などに取り組み体制をつくることで、中山間地域ならではの観光・交流体験を提供し、地域の賑わいをつくります。

通学バス、通院バスなど目的に応じた輸送サービスを提供するとともに、主要幹線である路線バスや支線となる地域バス等、地域の日常生活における交通手段を維持・確保します。

道路ネットワークの整備を行うとともに、情報通信技術を活用することで、地理的に不利な条件を補い、安心して生活できる環境づくりを進めます。

上水道・簡易水道のほか、飲料水供給施設などを衛生的に維持管理し、どの家庭でも、安定して安全な飲料水が確保できるようにします。

必要な人材を確保・育成して、子育て、医療、介護など、必要なサービスを地域で受けられるようにします。

郵便、宅配、お金の引き出しの心配がなく、食品など日常生活に必要なものが地域で購入できるようにします。

中山間地域の特性を踏まえ、災害情報伝達手段や避難体制を拡充するとともに、土砂災害や橋りょう等の老朽化への対応を強化し、日頃から災害に備えます。

V 参考 数字で見る中山間地域の課題

条件不利地域

可住地面積

	可住地面積 (km ²)	総面積 (km ²)	可住地面積割合
浜松市全域	475.90	1,558.04	30.54%
中山間地域	112.75	1,065.04	10.59%
天竜地域	32.17	181.65	17.71%
春野地域	20.12	252.17	7.98%
佐久間地域	13.84	168.53	8.21%
水窪地域	8.37	271.28	3.08%
龍山地域	4.15	70.23	5.91%
引佐地域	34.10	121.18	28.14%
中山間地域以外	363.15	493.00	73.66%

※総面積：浜松市統計書(平成25年版)による。

※可住地面積：平成16年固定資産税に関する概要調書(平成16年1月1日現在)による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐地域は旧引佐町全域。

過疎化

国勢調査から見た人口推移(上段)と5年前からの増減率(下段)

	昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
浜松市全域	461,173	494,327	555,144	568,214	598,076	631,284	672,261	698,982
		7.19%	12.30%	2.35%	5.26%	5.55%	6.49%	3.97%
中山間地域	94,512	97,039	116,647	96,769	88,238	76,021	69,155	65,627
		2.67%	20.21%	-17.04%	-8.82%	-13.85%	-9.03%	-5.10%
天竜地域	31,184	31,461	33,844	31,122	30,438	27,716	26,451	25,126
		0.89%	7.57%	-8.04%	-2.20%	-8.94%	-4.56%	-5.01%
春野地域	14,625	15,187	14,683	14,344	12,548	10,531	9,170	8,437
		3.84%	-3.32%	-2.31%	-12.52%	-16.07%	-12.92%	-7.99%
佐久間地域	17,296	17,607	26,671	18,858	16,351	13,213	10,657	9,729
		1.80%	51.48%	-29.29%	-13.29%	-19.19%	-19.34%	-8.71%
水窪地域	8,502	9,122	10,947	9,582	8,961	7,339	6,422	5,803
		7.29%	20.01%	-12.47%	-6.48%	-18.10%	-12.49%	-9.64%
龍山地域	4,690	5,636	12,345	5,929	4,288	2,808	2,362	2,082
		20.17%	119.04%	-51.97%	-27.68%	-34.51%	-15.88%	-11.85%
引佐地域	18,215	18,026	18,157	16,934	15,652	14,414	14,093	14,450
		-1.04%	0.73%	-6.74%	-7.57%	-7.91%	-2.23%	2.53%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平均 S35~H22	増減率 S35~H22
浜松市全域	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866		40.94%
		4.19%	3.19%	2.04%	2.54%	2.25%	3.51%	
中山間地域	63,457	60,677	58,787	56,231	52,079	47,742		-50.66%
		-3.31%	-4.38%	-3.11%	-4.35%	-7.38%	-6.77%	
天竜地域	25,008	24,519	24,113	23,747	22,122	20,779		-33.23%
		-0.47%	-1.96%	-1.66%	-1.52%	-6.84%	-3.92%	
春野地域	7,877	7,372	6,897	6,414	5,866	5,178		-63.90%
		-6.64%	-6.41%	-6.44%	-7.00%	-8.54%	-9.63%	
佐久間地域	8,401	7,444	6,777	6,008	5,336	4,549		-75.88%
		-13.65%	-11.39%	-8.96%	-11.35%	-14.75%	-13.18%	
水窪地域	5,228	4,608	4,112	3,723	3,103	2,580		-73.07%
		-9.91%	-11.86%	-10.76%	-9.46%	-16.65%	-12.22%	
龍山地域	1,830	1,619	1,410	1,236	1,093	871		-85.31%
		-12.10%	-11.53%	-12.91%	-12.34%	-11.57%	-20.31%	-17.07%
引佐地域	15,113	15,115	15,478	15,103	14,559	13,785		-18.60%
		4.59%	0.01%	2.40%	-2.42%	-3.60%	-5.32%	-1.95%

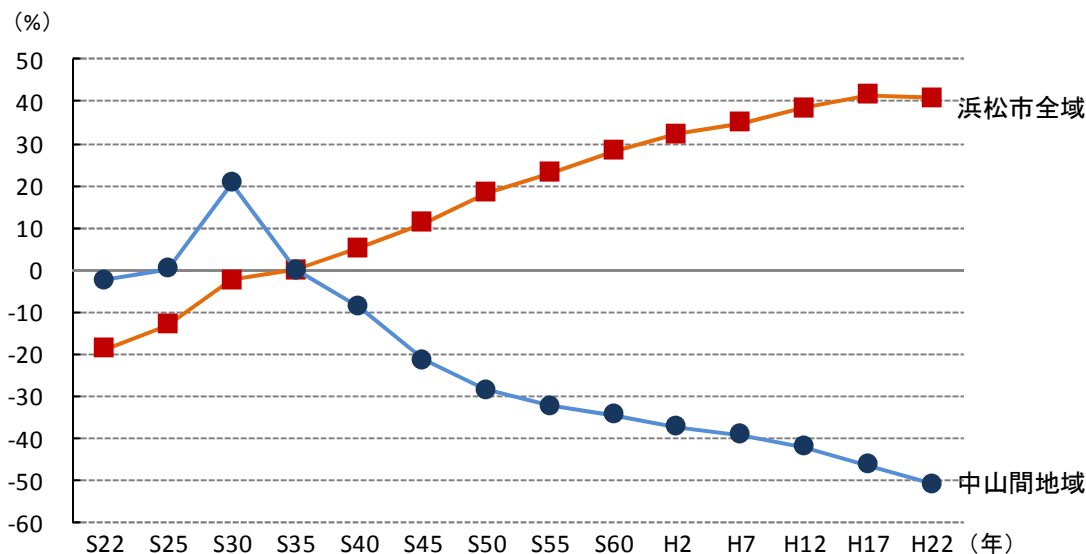
※各年10月1日現在の国勢調査による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐地域は旧引佐町全域。

単位：人(上段)

%(下段)

昭和35年を基準とした人口増減率



将来推計人口（上段）と5年ごとの増減率（下段）

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	増減率 H22～ H57
浜松市全域	800,866	796,490	784,867	768,049	747,511	723,542	694,887	664,406	-17.04%
北区	94,680	93,887	92,412	90,442	88,015	84,933	80,845	76,322	-19.39%
天竜区	33,957	30,311	26,821	23,567	20,571	17,785	15,099	12,619	-62.84%
		-0.55%	-1.46%	-2.14%	-2.67%	-3.21%	-3.96%	-4.39%	
		-0.84%	-1.57%	-2.13%	-2.68%	-3.50%	-4.81%	-5.59%	
		-10.74%	-11.51%	-12.13%	-12.71%	-13.54%	-15.10%	-16.42%	

※浜松市の将来推計人口(平成25年3月推計)による。

単位: 人(上段)

%(下段)

少子化

住民基本台帳から見た若齢人口（14歳以下人口）比率の状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H18とH26 の比較
浜松市全域	14.40%	14.30%	14.27%	14.21%	14.11%	14.06%	13.97%	13.94%	13.84%	-0.56
中山間地域	10.09%	9.59%	9.27%	9.01%	8.78%	8.58%	8.31%	8.27%	8.10%	-1.99
天竜地域	11.34%	10.75%	10.51%	10.36%	10.24%	10.60%	9.80%	9.82%	9.65%	-1.69
春野地域	9.78%	9.47%	8.84%	8.52%	7.86%	7.63%	7.32%	7.28%	6.81%	-2.97
佐久間地域	7.43%	7.13%	6.62%	6.37%	5.96%	5.69%	5.50%	5.21%	5.06%	-2.37
水窪地域	7.99%	7.15%	6.89%	6.32%	5.73%	6.08%	5.59%	5.24%	5.32%	-2.67
龍山地域	7.77%	6.96%	6.06%	4.73%	4.60%	4.47%	4.51%	4.10%	3.36%	-4.41
引佐対象地域	9.69%	9.42%	9.23%	8.73%	8.88%	8.06%	7.69%	7.73%	7.63%	-2.06

※各年4月1日現在の住民基本台帳による。ただし、平成24年7月9日以前(住民基本台帳法の改正以前)は、日本人住民のみを集計。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

高齢化

住民基本台帳から見た高齢人口（65歳以上人口）比率の状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H18とH26 の比較
浜松市全域	20.41%	21.03%	21.53%	22.07%	22.61%	22.82%	23.28%	23.64%	24.52%	4.11
中山間地域	34.28%	35.22%	35.71%	36.14%	36.77%	36.97%	37.31%	38.01%	39.15%	4.87
天竜地域	28.69%	29.54%	30.03%	30.31%	30.90%	31.01%	31.28%	31.71%	32.93%	4.24
春野地域	38.11%	38.97%	39.37%	39.88%	40.60%	40.64%	41.32%	42.63%	44.00%	5.89
佐久間地域	46.28%	47.29%	48.21%	49.04%	49.74%	50.51%	50.71%	52.08%	53.05%	6.77
水窪地域	42.43%	44.78%	45.55%	46.99%	48.57%	49.12%	49.69%	51.50%	52.31%	9.88
龍山地域	43.02%	44.26%	46.39%	48.87%	50.78%	51.25%	51.35%	53.80%	56.59%	13.57
引佐対象地域	33.73%	34.46%	34.58%	34.84%	35.00%	35.48%	36.24%	36.87%	38.13%	4.40

※各年4月1日現在の住民基本台帳による。ただし、平成24年7月9日以前(住民基本台帳法の改正以前)は、日本人住民のみを集計。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

中山間地域の世帯の状況

	人口	うち高齢者数		世帯数	うち高齢者のみ 世帯		うち高齢者 一人暮らし世帯	
		(人数)	(割合)		(世帯数)	(割合)	(世帯数)	(割合)
浜松市全域	810,847	198,829	24.52%	322,755	-	-	37,794	11.71%
中山間地域	35,817	14,022	39.15%	14,107	5,047	35.78%	2,683	19.02%
天竜地域	20,073	6,611	32.93%	7,584	2,185	28.81%	1,134	14.95%
春野地域	4,993	2,197	44.00%	1,896	730	38.50%	390	20.57%
佐久間地域	4,209	2,233	53.05%	1,978	1,016	51.37%	562	28.41%
水窪地域	2,424	1,268	52.31%	1,160	587	50.60%	328	28.28%
龍山地域	774	438	56.59%	359	181	50.42%	98	27.30%
引佐対象地域	3,344	1,275	38.13%	1,130	348	30.80%	171	15.13%

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

中山間地域の集落の状況

	集落数	55歳以上人口が 50%を超える 集落数	65歳以上人口が 50%を超える 集落数	65歳以上人口が 70%を超える 集落数	1集落あたりの 平均世帯数
浜松市全域	-	-	-	-	-
中山間地域	337	257	128	40	41.9
天竜地域	80	38	14	2	94.8
春野地域	41	41	13	3	46.2
佐久間地域	37	36	28	7	53.5
水窪地域	33	31	24	10	35.2
龍山地域	34	32	27	9	10.6
引佐対象地域	112	79	22	9	10.1

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

※地域によっては集落を自治会単位で捉えているものと、自治会内の班・組などの単位で捉えているものがある。

【コラム2】中山間地域の中にある、指定地域について

本市の中山間地域の中には、色々な法令で指定された地域があります。以下にその代表的なものについて記載します。

過疎地域

人口流出の激しい地域として、過疎地域自立促進特別措置法により指定された地域です。国勢調査人口から一定期間の人口減少率を算出し、一定以上の減少率の地域を国が政令で指定します。本市では、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町、旧龍山村の地域が指定されています。

指定を受けた「過疎地域」では、自治体が過疎対策事業を行う場合、地方債（過疎債）を発行することができ、その過疎債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

振興山村地域

林野面積の比率が高く、生活条件に恵まれない地域として、山村振興法で指定された地域です。この区域は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、都道府県知事の申請に基づいて、国土審議会の意見を聞いて、指定しています。本市では、旧天竜市の一部、旧春野町、旧佐久間町の一部、旧水窪町、旧龍山村、旧引佐町の一部が指定されています。

指定を受けた「振興山村地域」で、山村振興施策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率の嵩上げ、採択要件の緩和、融資制度などの優遇措置などの制度が設けられています。

辺地

特に不便な地域として、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律」により指定された地域です。要件として、地域の中心を含む5km²の面積の中に50人以上を有し、かつ一定の法則に従い道路状況、公共施設の立地、飲み水の状況などから生活環境を点数化し、一定以上の点数（辺地度）の地域を、概ね集落単位で「辺地」と認定します。本市では36の地域が辺地に指定されています（H27.3.31現在）。

指定を受けた「辺地」で、自治体が道路整備や公共施設整備などの辺地対策事業を行う場合、地方債（辺地債）を発行することができ、その辺地債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

豪雪地帯

降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害される恐れがある地域として、豪雪地帯特別措置法により指定された地域です。この区域の指定は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の程度その他の事情を勘案して、政令で定める基準に従い、かつ国土審議会の意見を聴いて、行っています。本市では、水窪町全域が指定されています。

指定を受けた「豪雪地帯」で、豪雪地帯対策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率等の嵩上げ、採択要件の緩和、地方交付税の割増参入などの優遇措置が設けられています。

【コラム3】国の施策

まち・ひと・しごと創生法（抄）《H26.11.21 成立》

第1条 目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

第2条 基本理念

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するように努める

【コラム4】地方創生に向けた各省の集落等将来ビジョン

国土交通省・・・小さな拠点づくり

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、新しい集落地域の再生を目指す取り組み。



総務省・・・集落ネットワーク圏

基幹集落を中心として、複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、地域住民が中心となって組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定し、「生活の営み」と「生産の営み」を確保するための取り組み。



農林水産省・・・美しく活力ある農山漁村

農山村の所得を確保し、移住・定住を実現するため、複数集落（小学校区・大字等）の単位で、地域住民の話し合いによって地域の将来ビジョンを作成するとともに、計画的な施設整備や地域を担う組織インフラ等による下支えにより、基幹集落への機能集中と集落間のネットワークの形成を図る取り組み。



文部科学省

- ・地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする
 - ・地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- これらを実現するため、以下の取り組みを実施。

教育・文化・スポーツを核とした地方創生

…地方大学など学校を核とした地方創生、文化を起爆剤とする地方創生、スポーツによる地方創生

科学技術による地域活性化・新産業創出

安心な教育環境の整備

…教育費負担の軽減、地域の核となる活力ある学校づくりへの支援

発行／浜松市

市民部 市民協働・地域政策課

電話 053-457-2243

発行日／平成27年3月



浜松市
HAMAMATSU CITY